





「指定管理者の選定は法律通りの公募によるべきだ」と。住民1600余名の署名を添えて組合管理者、組合議会議員あてに提出した私たちの訴えは聞き入れてもらえませんでした。それどころかこれに対し病院組合管理者や組合議会の一部は「公募にしたら病院建設が遅れてしまう。協会（現共立病院運営者）にやらせたいとする『協会ありき』計画だ。とうとう納付出来な」と反発、結局法律を無視し、強引に指定管理者を決めてしまいました。この時点で、今後大きな難いを残す「火種」を作ってしまった。

## 私たちが「公募」を主張した訳は…

### 共立病院問題に悩む考える中山議員の会

私たちが「公募」を主張した訳は、訳があります。協会の引き継ぎがなかったのもありません。それは何も難しいことではなく、条例を守り、条例通りにやってほしいというところだけだったのです。病院組合には「共立病院院

うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する」としています。第8条は公募による指定管理者の候補者の選定について規定していますが、この規定は①申請期間内に申請者がいなかった申請者の中に適当な団体がなかった②選定された

る同法第24条の2の第3項の規定にしたがって行われております。適当にやられているものではないです。こうした法律違反が日常茶飯事だったとすれば、指導のない大通りの交差点みたいなもので、行政は収拾がつかなくなり大混乱になります。私たちは法

組合病院事業の設置及び管理に関する条例」があつて、その第5条で「指定管理者になる」とする法人その他の団体は公募するものとする」と規定しています。第6条は「応募する者は公募受付期間内に組合管理者に申請しなければならぬ」とし、第7条は「病院組合は病院の管理を行

ん。私たちが「公募」を主張した理由はここにあったのです。この条例を無視するのなら、その他の条項も規制力を失うことになり、治外法権化してしまいます。私たちの地方自治はすべて地方自治法に基づいており、指定管理者の選定も「地方自治法第202条において準用す

## 新病院本体建設工事請負契約に疑義？

### 建設予算の増額「県は指導しているぞ」

共立病院組合は下田市6丁目、元県立下田南高校跡地に建設を計画している新病院「下田メディアカルセンター」の建設予算を突然増額したことで、県の行政指導を受けて増額した」と説明していましたが、これについては「予算は組合内の検討によるものであり、県の指導によって変更されたものではありません」と全面的に否定しています。

建設費はプロポーザルで落札した戸田建設横浜支店が病院組合との間で17億8500万円の随意契約を結び決定していましたが、この金額が11月になって突然20億円に増額されました。筆者（藤井六一議員）がこの理由について12月下旬市議会と同組合副管理者の石井直樹下田市長に質問しました。これに対し石井市長は「契約を結んだ時

と今では計画の仕様がかわっている。後で変更するのは面倒になるので今の時点で変更しておいた方がいい」という県の行政指導があつて変更した」と答弁していました。この結果、当初17億8500万円だった本体工事費が20億円に、4億円だった医療機器が

6億円になり、これに病院職員宿舎建設費を加えると総債権額は（借入金）28億円が合計30億8500万円になり、約2億円を超える予算が追加されることになりました。さらに石井市長は病院職員宿舎の建設費（随意契約）についてもふれ「確かに4億8000万円は高すぎるという声もある。4億円位でもいいと思うが、戸田建設には本体内事でもかなり無理をさせているのでその補いになればいいか」と答弁している。これは重大な疑義です。

「官制談合」の疑いも… 一官制談合の疑いも出てきます。これももし公正取引委員会の耳に入れば病院建設計画は根底から吹き飛んでしまいかねない大きな問題になります。本当に県当局の行政指導はなかったのでしょうか、場合によっては県にも飛び火する恐れも出てきます。石井市長の発言は、県当局に対して「濡れ衣」を着せただけだったと処理してしまつていいものでしょうか。もしも県に「濡れ衣」を着せただけというなら、市長は市議会で意図的に虚偽の発言をしたことになり、その責任も重大です。

年末年始にかけて夕子の良くない文書が松崎、下田で出回った。配布したのは松崎町議と共立病院組合議会議員（下田市議）だ。相手にすると同じレベルになってしまうので黙視していたが、二人も出てきたとあつては黙視している訳にはいかなかった。まず松崎町議に聞きたい。議会制民主主義とは何か。9対2の賛成多数だから多数

に従うのが議会制民主主義だ。言いたいようだが、そんな単純なことではない。今回の議案が出来るまでの過程を見てみよう。まずこの議案が条例に違反して作成されていたこと、組合議会議員が有形、無形の関与をしていたこと、などがあげられる。議案が出てくる前から議会制民主主義は無視されていたのである。さらに、この議案を上げるかしないかを協議する病院組合運営会議は終始空転、あなとも傍聴していたからお分かりでしょうが、あの会議は議会制民主主義を論ずる以前の話で、6人の首長が参加し、うち4人が反対、賛否の採決をしないまま閉会した。議案は成立しなかった。しかし病院組合管理者は無謀にも「首長会議の合意を得た」として、管理者権限で強引に上程し、それを組合議会が問答無用とばかり賛成多数で議決したのだ。今回の指定管理者はこうした無法状態の中で決められたのだ。私たちが法律通り正しくやってほしいと言っているのだから、決して妨害している訳でもない。

組合議会議員（下田市議）への反論。あなたの議会報告には「新病院実現を妨害し続けた一部の下田市議会議員に反論していく」とある。そこで聞きたい。一部議員が、誰に対して、どんな妨害をしたか、具体的に説明してほしい。私たちが病院建設に反対しているのではない。ただ法律を無視してやりたい放題にやっているのだから、それを批判してきただけだ。それを「妨害」とするようではあなた方には反論する資格がない。

昨年七月一日の臨時組合議会でJMAを指定管理者にする協定を議決した。指定管理者候補者になる条件として条例はまず「資格の有無」を挙げています。JMAはこれをクリアしていません。このため後に「JMAは無資格」と指摘された問題になった。この議案が上程された段階で、組合議会に議案をチェックする能力があれば、その時点で分かったのだが、議案が管理者の真似ごとをしたり、違法な手段で百条調査をしたり、

「私たちが病院建設を妨害しているのではない」「法律を守って「公正・公平にやってほしい」と訴えているだけだ」

「私たちが病院建設を妨害しているのではない」「法律を守って「公正・公平にやってほしい」と訴えているだけだ」

「私たちが病院建設を妨害しているのではない」「法律を守って「公正・公平にやってほしい」と訴えているだけだ」

「私たちが病院建設を妨害しているのではない」「法律を守って「公正・公平にやってほしい」と訴えているだけだ」

「私たちが病院建設を妨害しているのではない」「法律を守って「公正・公平にやってほしい」と訴えているだけだ」